

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

【金融経済環境】

2019年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、消費税率引き上げに伴う需要の反動減や、相次ぐ自然災害の影響があったものの、緩やかな回復基調を辿りました。しかし年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計の消費活動が大きく落ち込んだほか、企業の設備投資は前年を下回る計画となり、輸出も大幅に減少しました。

当行の経営基盤である千葉県経済においても、国内経済と同様に、個人消費の鈍化や企業生産活動の低下など、景況感は急速に悪化しました。

金融面においては、日経平均株価は、年末終値として29年ぶりの高値となる2万3千円台を回復しましたが、経済活動が停滞していることによる先行き懸念から、一時1万6千円台まで急落するなど、不安定な値動きとなりました。

また、長期金利は、米国の長期金利の低下などにより、一時△0.29%まで低下しましたが、不透明感の高まりとともに、安全資産とされる日本国債も売られ、一時0.08%まで上昇しました。

【事業の経過及び成果】

* 経営成績 *

経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益が減少した一方、国債等債券売却益や株式等売却益の増加等により、前期比4億95百万円増加し672億2百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損や営業経費が減少した一方、貸倒引当金繰入額や株式等償却の増加等により、前期比80億13百万円増加し593億94百万円となりました。この結果、経常利益は前期比75億17百万円減少し78億8百万円、当期純利益は50億15百万円減少し55億11百万円となりました。

預 金

いつでも・どこでも・便利で安心・快適なサービスをご提供するオムニチャネル戦略や、質の高いコンサルティング業務への取り組みにより、給与振込や年金振込等による個人預金を中心に、前期比1,097億円増加し4兆6,682億円となりました。このうち、個人預金は1,055億円増加し3兆6,874億円となり、預金全体に占める割合も78.9%と高い水準を維持しております。

貸 出 金

住宅ローンを中心とする個人向け貸出の推進に積極的に取り組んだ結果、前期比808億円増加し3兆6,942億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する貸出金は、前期比357億円増加し2兆9,959億円となり、貸出金全体に占める割合は81.0%となっております。

有価証券

国債を中心とする安全性や流動性を重視した運用を行っており、有価証券残高は前期比448億円増加し9,321億円となりました。

店 舗

店舗については、効率的な営業体制を構築し、お客さまにより質の高いコンサルティングサービスを提供するため、2020年1月に佐倉山王出張所を佐倉支店内に、2020年2月に西千葉支店をみどり台支店内に、2020年3月に藤崎支店を津田沼支店内に“店舗内店舗方式”で移転いたしました。

店舗外ATMについては、効率的な配置を行うため拠点の見直しを実施し、6カ所を新設、2カ所を廃止いたしました。

2020年3月末において店舗数は、122カ店（うち出張所2カ店）、店舗外ATMは162カ所となっております。

【当行が対処すべき課題】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業の生産活動や家計の消費活動が停滞したことで急速に悪化し、地域社会においては、様々な課題が顕在化しております。われわれ地域金融機関には、金融仲介機能の発揮やお客さま本位の良質なサービスの提供を通じて、これまで以上に地域経済の活性化へ積極的に関与していくことが求められています。このような環境下、以下の課題に取り組むことで、お客さまとの“確かなぎずなを、未来へ”とつなげてまいります。

【実体経済への積極的な貢献】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた皆さまや、2019年の台風によってもたらされた甚大な被害からの復興を支援していくため、金融円滑化態勢を一層強化し、コンサルティング機能を発揮してまいります。法人のお客さまには、新規融資対応を円滑に行うとともに、返済条件の変更などにも柔軟に対応することで、「事業と雇用」を支えてまいります。また、個人のお客さまに対しては、ローンの返済相談や、長期的な資産運用を支援する適切なアフターフォローを行うなど、お一人おひとりに真摯に向き合い、「生活と財産」を支えてまいります。引き続き、お客さまに寄り添った営業を実践し、地域の実体経済へ積極的に貢献してまいります。

【経営管理態勢の高度化】

地域の皆さまから信頼される銀行であり続けるためには、経営管理態勢の高度化が欠かせません。当行では、経営の最重要課題の一つと位置づけるコンプライアンス態勢とともに、信用リスクをはじめとしたリスク管理態勢の一層の強化を図ってまいります。また、マネー・ローンダリングなど金融犯罪の未然防止や顧客情報管理の徹底など、お客さま保護への取り組みを強化してまいります。加えて、コーポレートガバナンスの充実や、持続可能な開発目標（SDGs）（注）を意識した経営の実践により、中長期的な企業価値の一層の向上を目指してまいります。

こうした取り組みを通じて、全てのステークホルダーの皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注）SDGs：国連が「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として採択した持続可能な開発目標。
(Sustainable Development Goals)

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	42,388	44,215	45,584	46,682
定期性預金	18,391	18,587	18,925	18,474
その他	23,996	25,628	26,659	28,207
貸 出 金	32,712	34,543	36,133	36,942
個人向け	13,985	14,750	15,473	16,172
中小企業向け	12,363	13,446	14,128	13,786
その他	6,362	6,346	6,530	6,982
商品有価証券	41	41	42	39
有 価 証 券	10,132	9,272	8,873	9,321
国 債	6,575	5,949	5,982	5,716
その他	3,556	3,322	2,890	3,605
総 資 産	45,951	47,852	48,907	49,902
内 国 為 替 取 扱 高	137,107	139,434	143,698	145,436
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 525	百万ドル 451	百万ドル 419	百万ドル 333
経 常 利 益	百万円 17,239	百万円 17,364	百万円 15,326	百万円 7,808
当 期 純 利 益	百万円 11,616	百万円 12,093	百万円 10,526	百万円 5,511
1株当たり当期純利益	43円99銭	91円71銭	79円76銭	42円11銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,984人	2,010人
平 均 年 齢	38年8月	38年5月
平 均 勤 続 年 数	16年7月	16年4月
平 均 給 与 月 額	384千円	382千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
千 葉 県	店 119 (うち出張所 2)	店 119 (うち出張所 2)
東 京 都	3 (-)	3 (-)
合 計	122 (2)	122 (2)

- (注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店(1カ店)、店舗内店舗方式で移転した布佐支店、佐倉山王出張所、西千葉支店、藤崎支店を含んでおります。
 2. 上記のほか、両替出張所及び店外ATMを以下のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
両 替 出 張 所	4カ所	4カ所
店 舗 外 A T M	162カ所	158カ所

- 1. 当年度新設営業所
 該当ございません。

2. 当年度廃止営業所
該当ございません。

- (注) 1. 当年度において店舗外ATMを、次の6カ所新設いたしました。
- ・海浜幕張支店 イオンスタイル幕張ベイパーク出張所 (千葉県千葉市)
 - ・本店営業部 JR千葉駅南口出張所 (千葉県千葉市)
 - ・長浦支店 ゆりまち袖ヶ浦駅前モール出張所 (千葉県袖ヶ浦市)
 - ・佐倉支店 山王 1 丁目出張所 (千葉県佐倉市)
 - ・みどり台支店 西千葉出張所 (千葉県千葉市)
 - ・津田沼支店 藤崎出張所 (千葉県習志野市)
2. 当年度において店舗外ATMを、次の2カ所廃止いたしました。
- ・小見川支店 小見川総合病院出張所 (千葉県香取市)
 - ・千城台支店 ラパーク千城台出張所 (千葉県千葉市)

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,644
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	1,351
店 舗 投 資 等	652
事 務 機 器 投 資 等	640

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社京葉銀 キャピタル& コンサルティング	千葉市中央区千葉 港5番45号	ファンド運営業務、M&A業務 及びコンサルティング業務	2019年 4月1日	50百万円	100%	-
株式会社京葉銀 カード	千葉市中央区本町 3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の 貸付並びに信用保証業務他	1989年 1月13日	50百万円	5%	-
株式会社京葉銀 保証サービス	千葉市中央区富士 見1丁目11番11 号	住宅ローンを中心とする個人 ローンの保証業務及び不動産の 調査業務	1998年 3月16日	30百万円	5%	-

(注) 1. 連結される子会社及び子法人等は上記3社であり、持分法適用会社は該当ございません。

当期の連結経常収益は68,081百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,564百万円となりました。

2. 2019年4月1日に株式会社京葉銀キャピタル&コンサルティングを設立いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
熊谷 俊行	取締役頭取 (代表取締役) 統轄		
橋本 清	取締役副頭取 (代表取締役) 監査部 リスク管理部 お客様相談室 秘書室		
大島 浩司	取締役 専務執行役員 営業統括部 法人営業部 個人営業部		
君塚 一郎	取締役 常務執行役員 人事部		
秋山 智	取締役 常務執行役員 融資部		
市川 達史	取締役 常務執行役員 経営企画部 東京事務所 営業企画部		
齋藤 康	取締役 (社外取締役)	千葉県病院事業管理者	
秋山 勝貞	取締役 (社外取締役)		
内村 廣志	取締役 (社外取締役)		
深山 正嗣	常勤監査役		
高橋 弘一	常勤監査役		
小野 功	監査役 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役	
重田 雅行	監査役 (社外監査役)		
花田 力	監査役 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役	

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員逆井哲也氏は退任いたしました。
 2. 2020年3月31日をもって、社外取締役齋藤 康氏は、千葉県病院事業管理者を退任いたしました。
 3. 当行は、社外取締役齋藤 康氏、秋山勝貞氏、内村廣志氏及び社外監査役小野 功氏、重田雅行氏、花田 力氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
藤崎 一男	常務執行役員	資金証券部 総務部
佐藤 聖治	常務執行役員	事務部 システム部 事務集中部
齋藤 健司	執行役員	本店営業部長
中谷 政人	執行役員	システム部長兼事務センター所長
芦谷 源一	執行役員	営業統括部長
谷合 克也	執行役員	営業企画部長
小坂 裕巳	執行役員	人事部長
吉田 稔	執行役員	船橋支店長
國井 智之	執行役員	浦安支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	10名	264 (113)
監査役	5名	56 (-)
計	15名	321 (113)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。支給人数と期末人数が相違しているのは、支給人数に期中に退任した取締役1名が含まれているためであります。
3. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内、また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額120百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の欄には下記のものを含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
- ・役員賞与引当金繰入額 61百万円
 - ・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 52百万円

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
齋 藤 康 (社外取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
秋 山 勝 貞 (社外取締役)	
内 村 廣 志 (社外取締役)	
小 野 功 (社外監査役)	
重 田 雅 行 (社外監査役)	
花 田 力 (社外監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
齋藤 康 (社外取締役)	千葉市病院事業管理者
秋山 勝 貞 (社外取締役)	—
内村 廣 志 (社外取締役)	—
小野 功 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役
重田 雅 行 (社外監査役)	—
花田 力 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役

- (注) 1. 社外取締役齋藤 康氏は千葉市病院事業管理者でありましたが、2020年3月31日付で退任いたしました。兼職しておりました千葉市との間において、貸出金等の取引があります。
2. 社外監査役小野 功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。
3. 社外監査役花田 力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員のための活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
齋藤 康 (社外取締役)	5年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%)	大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
秋山 勝貞 (社外取締役)	4年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、11回に出席しております。(出席率91.6%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内村 廣志 (社外取締役)	3年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小野 功 (社外監査役)	5年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
重田 雅行 (社外監査役)	3年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	地方自治及び企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
花田 力 (社外監査役)	1年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小野 功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	26	—

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末現在の人数は、社外役員6名（うち社外取締役3名、社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	395,014千株
	発行済株式の総数	138,927千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 14,410名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,862 ^{千株}	6.02 [%]
株式会社千葉銀行	6,106	4.67
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,278	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,091	3.13
三井住友海上火災保険株式会社	3,759	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,679	2.81
京葉銀行職員持株会	3,647	2.79
住友生命保険相互会社	3,561	2.72
千葉県民共済生活協同組合	3,100	2.37
明治安田生命保険相互会社	2,969	2.27

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式(8,394,348株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2019年5月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	5,000千株
消却した日	2019年5月31日

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙 業務執行社員	58	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また上記のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
- ②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」は、年度毎に策定し、取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
- ④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
- ⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
- ②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
- ③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
(※「体制」は組織・制度を表し、「態勢」は対応等を表しております。)
- ④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
- ⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
- ②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
- ③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
- ④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当行並びにその子会社から成る企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
- ②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
- ③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
- ④グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
- ⑤「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- ③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を12回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する経営会議を22回開催したほか、リスク管理委員会（13回）、ALM委員会（14回）、コンプライアンス委員会（10回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（7回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、内部監査の実施状況について監査部より報告を受けているほか、情報交換会を毎月行っています。また、会計監査人と監査役、監査部による「監査意見交換会」を開催し、それぞれの監査計画について意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

該当ございません。

第114期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	250,054	預 金	4,668,215
現 金	32,977	当 座 預 金	63,654
預 け 金	217,076	普 通 預 金	2,589,286
コ ー ル 口 一	3,980	貯 蓄 預 金	122,274
商 品 有 価 証 券	3,931	通 知 預 金	14,341
商 品 地 方 債	3,931	定 期 預 金	1,847,448
有 価 証 券	932,147	そ の 他 の 預 金	31,209
国 債	571,637	譲 渡 性 預 金	17,000
地 方 債	82,747	外 国 為 替 債	135
社 債	69,206	外 国 為 替 債	6
株 式	66,171	未 払 外 国 為 替 債	128
そ の 他 の 証 券	142,385	そ の 他 の 負 債	12,841
貸 出 金	3,694,226	未 決 済 為 替 借	6
引 手 形 付	9,285	未 払 法 人 税 等	3,276
手 形 貸 付	33,805	未 払 費 用	1,472
証 書 貸 付	3,473,266	前 受 収 益	766
当 座 貸 越	177,869	融 派 生 商 品	82
外 国 為 替 債	3,498	そ の 他 の 負 債	7,236
外 国 他 店 預 け	3,498	賞 与 引 当 金	1,306
そ の 他 資 産	36,376	役 員 賞 与 引 当 金	61
前 払 費 用	26	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	799
未 収 収 益	3,035	偶 発 損 失 引 当 金	1,165
融 派 生 商 品	10	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,639
そ の 他 の 資 産	33,304	支 払 承 諾	3,940
有 形 固 定 資 産	61,298	負 債 の 部 合 計	4,710,106
建 物	25,387	(純 資 産 の 部)	
土 地	31,059	資 本	49,759
建 設 仮 勘 定	134	資 本 剰 余 金	39,704
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,716	資 本 準 備 金	39,704
無 形 固 定 資 産	6,220	利 益 剰 余 金	171,601
ソ フ ト ウ エ ア	1,966	利 益 準 備 金	10,055
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	4,056	そ の 他 利 益 剰 余 金	161,546
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	197	別 途 積 立 金	152,720
前 払 年 金 費 用	1,460	繰 越 利 益 剰 余 金	8,826
繰 延 税 金 資 産	5,563	自 己 株 式	△8,432
支 払 承 諾 見 返 金	3,940	自 主 資 本 合 計	252,633
貸 倒 引 当 金	△12,410	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,003
資 産 の 部 合 計	4,990,288	土 地 再 評 価 差 額 金	7,198
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	27,202
		新 株 予 約 権	346
		純 資 産 の 部 合 計	280,182
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,990,288

第114期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経資		67,202
金	47,880	
運	36,515	
用	10,810	
収	87	
収	466	
益	0	
益	10,216	
益	2,358	
益	7,858	
益	1,598	
益	468	
益	1,130	
益	7,506	
益	2	
益	6,466	
益	1,038	
用		59,394
用	778	
用	454	
用	2	
用	△12	
用	334	
用	0	
用	4,394	
用	502	
用	3,892	
用	471	
損	26	
損	444	
費	36,700	
費	17,048	
額	13,128	
却	8	
損	68	
却	686	
用	3,156	
益		7,808
益		235
失	235	
損		329
失	127	
損	202	
益		7,713
稅	5,398	
額	△3,196	
計		2,202
益		5,511

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	250,132	預 渡 性 預 金	4,665,243
コールローン及び買入手形	3,980	外 国 為 替	17,000
商品有価証券	3,931	そ の 他 負 債	135
有 価 証 券	933,367	賞 与 引 当 金	15,242
貸 出 金	3,694,413	役 員 賞 与 引 当 金	1,307
外 国 為 替	3,498	退 職 給 付 に 係 る 負 債	61
そ の 他 資 産	39,748	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,507
有形固定資産	61,313	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
建物	25,388	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5
土地	31,059	偶 発 損 失 引 当 金	799
建設仮勘定	134	繰 延 税 金 負 債	1,165
その他の有形固定資産	4,731	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	363
無形固定資産	6,222	支 払 承 諾	4,639
ソフトウェア	1,966	負 債 の 部 合 計	3,940
ソフトウェア仮勘定	4,056	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	199	資 本 金	49,759
繰延税金資産	6,809	資 本 剰 余 金	39,704
支払承諾見返	3,940	利 益 剰 余 金	171,957
貸倒引当金	△12,635	自 己 株 式	△8,432
資産の部合計	4,994,723	株 主 資 本 合 計	252,989
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,065
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,198
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,744
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	24,519
		新 株 予 約 権	346
		非 支 配 株 主 持 分	4,451
		純 資 産 の 部 合 計	282,306
		負債及び純資産の部合計	4,994,723

連結損益計算書

(自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		68,081
資金運用収益	47,930	
貸出金利息	36,557	
有価証券利息配当	10,818	
コールローン利息及び買入手形利息	87	
預け金利息	466	
その他の受入利息	0	
業務取引等収益	10,849	
その他の業務収益	1,801	
その他の経常収益	7,499	
償却債権取立	3	
その他の経常収益	7,496	
経常費用		59,899
資金調達費用	778	
預渡金利息	454	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△12	
債券借取引支払利息	334	
借入金利息	0	
業務取引等費用	4,447	
その他の業務費用	471	
その他の経常費用	37,067	
貸倒引当金繰入額	13,188	
その他の経常費用	3,945	
経常利益		8,182
特別利益		235
固定資産処分益	235	
特別損失		329
固定資産処分損失	127	
減損損失	202	
税金等調整前当期純利益		8,087
法人税、住民税及び事業税	5,514	
法人税等調整額	△3,198	
当期純利益		2,316
非支配株主に帰属する当期純利益		5,771
親会社株主に帰属する当期純利益		206
		5,564

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 ⑧
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙 ⑧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役	深山正嗣	印
常勤監査役	高橋弘一	印
監査役(社外監査役)	小野功	印
監査役(社外監査役)	重田雅行	印
監査役(社外監査役)	花田力	印

以上